

豊前市外二町清掃施設組合事務局障害者活躍推進計画

機 関 名 豊前市外二町清掃施設組合事務局
任命権者 組合長 後藤元秀
計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日（5年間）

課題

豊前市外二町清掃施設組合事務局においては職員総数が14人程度の小規模な機関であり、障害者任免状況の通報の対象外となっている。

また職員の採用については、清掃施設組合独自で行っているが、これまで障害者に限定した募集・採用は行っておらず、組織的な体制整備は特段行っていなかった。

目標

①採用に関する目標

計画期間内に新たに障害者の採用を目指す。

（評価方法）採用者全員に対し、障害者であることの申告を呼びかける。ただし、評価結果の公表方法については、本人の意向を確認の上検討する。

②定着に関する目標 なし

取組内容

1. 障害者の活躍を推進する体制整備

①組織面

- 障害者雇用推進者として事務局長を選任する。
- 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、周知する。

2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- 身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- 相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。

○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。

- ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
- ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

4. その他

○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。